

栃木県_下野新聞 10月出稿 (5d_169mm×380mm)



震災から7年、 今も指定廃棄物のそばで 暮らす人たちがいます。

平成23年3月に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故によって
大気中に放出された放射性物質が、稻わらや牧草等に付着してできた指定廃棄物。
震災から7年が経った今も処理することができずに、
未だに県内160カ所で約1万3500トン^{*1}が一時保管されています。
本来、一時的であったはずの保管が長期化し、
そのうち約120名の保管農家の方々の中には、庭先で保管されているなど、
その精神的負担は極めて大きなものがあります。

環境省は、県内各地の指定廃棄物の処理を喫緊の課題として
早期に、安全性が科学的に検証された場所に集約し
多重の安全対策と周辺環境への配慮をもって管理していくたいと考えております。
引き続き、県民のみなさまのご理解を賜りながら、
早期の問題解決に向け、責任を持って取り組んでまいります。

解決に向けて、一歩ずつ前に。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。

*1指定廃棄物の数量は、平成30年6月30日時点のものです。



特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 ☎ 0120-869-444 フリーダイヤル(9:30~18:15 日祝除く) 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaikei.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

